

植込型補助人工心臓管理施設更新認定基準

管理施設の更新後認定期間は、更新認定日（更新年1月1日）から5年間とする。
但し、年度途中で認定期間満了となる施設に限り、更新後認定期間は更新認定日から5年後の12月31日までとする。

- (1) 心臓血管外科専門医修練施設(基幹・関連)あるいは日本循環器学会指定研修施設である。
- (2) 1) 体外設置型補助人工心臓認定施設、または 2) 植込型補助人工心臓実施認定施設と密接に連携を取れる施設で、認定施設と協力して保険償還された植込型補助人工心臓装着患者の管理を前回の管理施設認定後2例以上行った経験がある(*)。
なお、連携とは、装着患者の管理の指導ならびに支援が受けられる条件にあることを意味し、この関係を示す書類を添付すること。
- (3) 植込型補助人工心臓管理医が1名以上常勤していること。ただし、当面の間は植込型補助人工心臓実施医、#1および#2を満たす心臓血管外科専門医、#1および#2を満たす循環器専門医のいずれかの資格を有する常勤医が1名以上いることでもよい。
- (4) 管理する植込型補助人工心臓に関する所定の研修を終了している医療チームがある。医療チームには心臓外科あるいは循環器内科の医師、看護師、臨床工学技士を含み、全員が#2を満たすこと。また、人工心臓管理技術認定士がいることが望ましい。
- (5) 補助人工心臓装着患者の在宅治療管理体制が組め、緊急対応が取れる。
- (6) 補助人工心臓治療関連学会協議会による更新認定・評価を受けること。
なお、評価を受けることの同意、並びに、評価にて重大な問題点を指摘された場合には、管理中の患者に不利益が生じないように然るべき措置を速やかにとることに同意を示すこと。
- (7) Japanese registry for Mechanically Assisted Circulatory Support(J-MACS)に参加し、その運営に協力することに同意していること。
また、J-MACS が ISHLT Mechanical Assisted Circulatory support (I-MACS) Registryに参加することに同意していること。
なお、J-MACS への登録業務を申請施設で行う場合には参加後に諸手続きを行うこと。登録業務を申請施設で行わない場合には、認定施設が継続して行うことに同意すること。

*：前回の管理施設認定後更新申請までの全ての植込型補助人工心臓管理症例については、別紙により申告すること。

#1：申請前の認定期間内に以下に示す研究会等に1回以上参加していること。

日本臨床補助人工心臓研究会

以下に示す学会における人工心臓・補助循環に関連したセッション

<日本胸部外科学会・日本心臓血管外科学会・日本人工臓器学会・日本体外循環技術医学会>

日本人工臓器学会教育セミナー

日本体外循環技術医学会教育セミナー

人工心臓と補助循環懇話会(AHACの会)

長期在宅補助人工心臓治療(DT)研究会

#2：申請前の認定期間内に補助人工心臓治療関連学会協議会植込型補助人工心臓実施基準管理委員会が承認する以下の研修コースに1回以上参加していること。

東京大・東京女子医大共催補助人工心臓研修コース

国立循環器病研究センターおよびJACVASのコース

西日本補助人工心臓研修セミナー

東北・北海道地区補助人工心臓研修コース

九州・沖縄地区補助人工心臓研修コース

注) J-MACS への登録業務を認定後に希望する場合は、J-MACS 登録業務に関する所定の手続きを行うこと。

※この基準は2023年1月以降の申請から有効とする。